

高崎北警察署における交通関係窓口業務Q & A

【運転免許関係】

問 高崎北署の運転免許関係窓口では、どのような申請ができますか。

答 運転免許証の更新、記載事項変更、再交付、国外免許の交付、自主返納及び運転経歴証明書交付の申請をすることができます。

問 運転免許関係の窓口業務の開始はいつからですか。

答 令和4年4月18日(月)から運転免許関係窓口の業務を開始します。

なお、高崎北警察署管内に居住している方は、4月15日(金)までの間は、高崎交通安全協会又は総合交通センターで更新手続きをお願いします。

問 運転免許証の即日交付をすることができる対象は誰ですか。

答 優良運転者、一般運転者及び高齢者講習受講済みの方の免許証の更新は即日交付です。違反運転者及び初回運転者の方は総合交通センターで更新の手続きをしてください。

なお、身体の障害に応じた条件が付与されている方(眼鏡等、補聴器を除く。)、病気、ケガ等により身体に障害が生じた方の更新手続きについては、総合交通センターとなります。

問 受付時間は決められていますか。

答 高崎北署の受付時間は、月曜日から金曜日の祝日を除く平日のみとなります。

優良運転者 午前8:30～午前9:30

午後1:00～午後2:00

一般運転者 午前10:00～午前10:30

午後2:30～午後3:00

高齢者講習受講済みの方

午前9:30～午前11:00

午後2:00～午後3:30

記載事項変更、再交付申請(後日交付)、国外免許証の交付申請(後日交付)

午前8:30～午前11:30

午後1:00～午後4:30

自主返納、運転経歴証明書交付申請

午前8:30～午前11:00

午後1:00～午後4:00

高崎北警察署における交通関係窓口業務Q & A

【各種申請や届出関係】

問 自動車運転代行業、緊急自動車、道路維持作業用自動車、道路使用許可、駐車許可、制限外許可、通行許可などの申請は、いつから手続をすることができるのですか。

答 高崎市のうち、旧群馬郡地域（群馬・榛名・箕郷・倉淵）及び八幡地区、長野地区に関する上記の手続については、令和4年4月1日から「高崎北警察署」で手続をお願いします。

なお、同年4月1日以前に、上記地区に関するこれらの手続を、「高崎警察署」で行い、交付時に「高崎北警察署」が開署している場合は「高崎北警察署」での交付となります。

【自動車運転代行業関係】

問 自動車運転代行業を営んでいますが、高崎北警察署管内に営業所があります。管轄署が変わることで、変更の届出をする必要がありますか。

答 高崎北警察署の開設に伴う、特別な変更の届出は必要ありません。

主たる営業所の所在地が高崎北署管内であれば、4月1日以降は高崎北署で通常の申請・変更の手続をお願いします。

【安全運転管理者関係】

問 高崎北署の開設に伴って、改めて安全運転管理者・副安全運転管理者の届出をする必要はありますか。

答 安全運転管理者等に変更がなければ、改めて届出をする必要はありません。

問 安全運転管理者・副安全運転管理者の選任・解任・記載事項変更の届出はいつから手続をすることができますか。

答 高崎北署交通課窓口における手続は、4月1日から可能です。

高崎北警察署における交通関係窓口業務Q & A

【自動車保管場所証明申請関係】

問 車庫証明の申請はいつから手続きをすることができるのですか。

答 高崎市のうち、旧群馬郡地域（群馬・榛名・箕郷）及び八幡地区、長野地区に関する車庫証明申請（旧群馬郡地域は、軽自動車の届出は不要です。）については、令和4年4月1日から「高崎北警察署」で手続きをお願いします。

なお、同年4月1日以前に、上記地区に関する各種許可申請を、「高崎警察署」で行い、交付時に「高崎北警察署」が開署している場合、「高崎北警察署」での交付となります。

※ 高崎北警察署開設に伴うシステム構築作業の影響により、車庫証明（標章を含む。）交付までの期間が通常よりも長くなる場合がありますので、御理解と御協力をお願いします。

【行政処分関係】

問 高崎北警察署管内に居住していますが、運転免許の停止処分を高崎警察署で受けました。運転免許証の返還が4月1日以降の場合、どこで返還を受けることができるのですか。

答 高崎北警察署交通課で返還を受けることになります。